

学 則

名古屋栄養専門学校

名古屋栄養専門学校 学則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この専修学校は名古屋栄養専門学校（以下本校という）と称する。

(位 置)

第2条 本校は名古屋市中区新栄一丁目9番6号に置く。

(目 的)

第3条 本校は教育基本法（昭和22年法律第25号）の精神に則り、学校教育法（昭和22年法律第26号）に従い、現代社会の要請に応じ栄養士としての業務遂行に必要な知識及び技能を教授し、実力ある職業人としての栄養士を養成することを目的とする。

第2章 課程、学科、定員及び修業年限

(課程、学科、定員)

第4条 本校の課程、学科及び定員は次のとおりとする。

| 課 程 名 | 学 科 名 | 昼 夜 区 分 | 入 学 定 員 | 総 定 員 |
|--------|-------|---------|---------|-------|
| 衛生専門課程 | 食物栄養科 | 昼 間 | 70名 | 140名 |

(修業年限及び在学年限)

第5条 本校の修業年限は2年とする。

2 学生は4年を超えて在学することはできない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第6条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第7条 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 本校の休業日は次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日

夏期休業日 7月11日から8月31日まで

冬期休業日 12月21日から翌年1月7日まで

春期休業日 3月20日から3月31日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、校長は臨時に休業日を設け、または休業日を変更することができる。

(授業日時数)

- 第9条 本校における授業日時数は定期試験等の日数を含め、年間35週210日を原則とする。

第4章 教育課程

(開設授業科目及び単位数)

- 第10条 本校において開設する授業科目および単位数は別表のとおりとする。
- 2 校長が必要と認めるときは、臨時に授業科目を増設し、または所定外の科目について履修させることがある。

(単位の計算方法)

- 第11条 各授業科目に対する単位の計算方法は次のとおりとする。
- (1) 講義及び演習については、15時間の授業時数をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については45時間以上の授業時数をもって1単位とする。

第5章 単位の認定、学習の評価及び卒業

(授業科目の成績)

- 第12条 履修した授業科目の成績は出席及び学修状況、試験等により総合判定する。
- 2 授業科目の成績は、A、B、CおよびDの4種の評語で表す。

(単位修得の認定)

- 第13条 単位修得の認定は、前条に規定する授業科目の成績の判定に基づいて行なう。
- 2 本校外における学修については、本校における履修科目の単位として認定する事ができる。細則は別に定める。

(卒業の認定)

- 第14条 本校に2年以上在学し、別表の教育課程表に定める所定の単位を修得した者には様式1の卒業証書を授与する。

2 栄養士の資格を得ようとする者は、前項に定める卒業の要件を充足し、栄養士法（昭和22年法律第245号）および栄養士法施行規則（昭和23年厚生省令第2号）に定める学科および単位を修得しなければならない。ただし、栄養士の資格に必要な学科および単位を履修せず、前項に定める卒業の要件を充足し卒業した者は、科目等履修生として栄養士の資格に必要な単位および科目を修得することができる。

（称号の授与）

第14条の2 前条の卒業者には専門士（衛生専門課程）の称号を授与する。

第6章 入学、退学及び休学

（入学時期）

第15条 本校の入学時期は毎年度の始めとする。

（入学資格）

第16条 本校に入学することのできる者は、次の各号の1に該当し、かつ本校において実施する入学者選抜選考試験に合格した者とする。

- （1）高等学校を卒業した者。
- （2）通常の課程による12年の学校教育の課程を修了した者。
- （3）外国において学校教育における12年の課程を修了した者、またはこれに準ずる者で、文部科学大臣の指定した者。
- （4）文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者。
- （5）文部科学大臣の指定した者。
- （6）高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により、文部科学大臣の行なう、高等学校卒業程度認定試験に合格した者。
- （7）修業年限が3年の専修学校の高等課程を修了した者。
- （8）その他、本校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者で、18歳に達した者。

（編入学）

第16条の2 本校への編入学を希望する者がある場合は、学修の進展が同程度であり、特別な事情があると認めた場合には、選考の上校長が許可することができる。

（入学検定料）

第17条 本校に入学を志願する者は、本校所定の書類に入学検定料20,000円を添えて、

指定期日までに提出しなければならない。

(入学手続)

- 第18条 本校の入学選抜選考に合格した者は、本校の指定する期間内に本校の指定する書類に入学金200,000円を添えて提出し、入学許可証の交付を受けなければならない。
- 2 前項の手続を怠った者には合格を取り消すことがある。

(再入学)

- 第18条の2 退学者が、再入学を願い出た場合は、校長が許可することができる。
- 2 再入学に関する事項は、別に定める。

(退学)

- 第19条 退学しようとする者は、その事由を記載した書類を提出し、校長の許可を得なければならない。

(休学)

- 第20条 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって、30日以上休学する場合は、その事由を記載した書類及び診断書を提出し、校長の許可を得なければならない。

(休学の期間)

- 第21条 休学の期間は1年を超えることができない。
- 2 特別の事情があると認められた者にあつては引き続きさらに1年まで延長することができる。

(復学)

- 第22条 休学期間満了のとき、または休学期間であってもその事由が消滅したときは、校長の許可を得て、復学することができる。

(除籍)

- 第23条 次の各号の一に該当する者は校長が除籍することがある。
- (1) 第5条第2項に規定する在学年限を超えた者。
 - (2) 授業料等納付金の滞納者で督促するも、納入しない者。
 - (3) 死亡または行方不明の者。

第7章 授業料等納付金

(授業料及び教育充実費)

第24条 授業料及び教育充実費は次のとおりとする。

| | 1年 | 2年 |
|-----------|----------|----------|
| 授業料(年額) | 600,000円 | 600,000円 |
| 教育充実費(年額) | 250,000円 | 250,000円 |

2 前項の授業料及び教育充実費は次の2期に分けて納入しなければならない。ただし納入期限は納入日より1ヶ月以内とする。

前期 (納入期日：4月1日)

後期 (納入期日：10月1日)

(退学等の場合の授業料及び教育充実費)

第25条 退学した者、除籍された者、退学を命ぜられた者および停学中の者であっても、当該期の授業料及び教育充実費全額を納入しなければならない。

(休学の場合の授業料及び教育充実費)

第26条 休学期間中は授業料及び教育充実費は徴収しない。

(その他の費用)

第27条 授業料及び教育充実費のほか、実験実習費その他教育に必要な費用を徴収することがある。

2 前項に規定する納付金の種類、金額および納入に必要な手続等については別に定める。

(返還)

第28条 既に納付した入学検定料、入学金、授業料及び教育充実費等は返還しない。ただし、特別な事由がある場合は、この限りではない。

第8章 教職員組織

(教職員)

第29条 本校に教育職員、事務職員、校医をおく。

2 前項に定めるほか、技術職員その他の職員をおくことができる。

3 教職員は次のとおりとする。

校長 1名

教員 9名以上

| | |
|--------|------|
| 講 師 | 7名以上 |
| 助 手 | 3名以上 |
| 事務職員 | 1名以上 |
| 校医（兼任） | 1名 |
| 技術職員 | 1名 |
| 用務員 | 1名 |

第9章 奨学生及び科目等履修生

（奨学生）

第30条 本校には学費免除による奨学生を置くことができる。

2 奨学生について必要な事項は別に定める。

（科目等履修生）

第31条 本校において開設する授業科目に対し、本校生徒以外の者から特定の科目について履修申請があった場合には、本校の教育に支障がない限り、選考の上科目等履修生として当該科目の履修を許可することができる。

2 その他科目履修生に関する事項は別に定める。

第10章 賞罰その他

（表 彰）

第32条 成績優秀にして、他の模範となる者は表彰することができる。

（罰 則）

第33条 本校の学則に違反し、また本校の学生としてあるまじき行為があったときは、校長はこれを懲戒する。

2 前項の懲戒は退学、停学および訓告とする。

3 前項の退学は次の各号の一に該当する学生に対して行なう。

（1）性行不良で改善の見込みがないと認められるもの。

（2）学力劣等で成業の見込みがないと認められるもの。

（3）正当の理由がなくて出席常でない者。

（4）学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者。

4 前項に定める規定のほかは、別に定める生徒指導規則による。

（学生寮）

第34条 本校に学生寮を置くことができる。

2 学生寮に関して必要な事項は別に定める。

(健康診断)

第35条 健康診断は毎年1回別に定めるところにより実施する。

第11章 雑 則

(雑 則)

第36条 この学則の実施に関し、必要な細則は校長が定める。

附 則

この学則は昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この学則は昭和58年2月1日から施行する。

附 則

この学則は昭和58年4月1日から施行する。

ただし、変更後の授業料、施設費等については、昭和58年度第一学年に在籍する学生から適用する。

附 則

この学則は昭和59年4月1日から施行する。

ただし、変更後の授業料、施設費等については、昭和59年度第一学年に在籍する学生から適用する。

附 則

1 この学則は昭和60年4月1日から施行する。

2 昭和59年3月31日以前に入学した学生については、第10条、第17条、第18条、第24条は適用しない。

附 則

この学則は昭和61年4月1日から施行する。

ただし、変更後の入学金、授業料、施設費等については、昭和61年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は昭和62年4月1日から施行する。
- 2 昭和62年3月31日以前に入学した学生については、第10条、第14条は適用しない。

附 則

この学則は昭和63年4月1日から施行する。
ただし、変更後の授業料、施設費等については、昭和63年度入学生から適用する。

附 則

この学則は平成元年4月1日から施行する。
ただし、昭和63年度入学生の第10条に規程する教育課程および単位数はなお従前の例による。
なお、変更後の授業料等については、平成元年度入学生から適用する。

附 則

この学則は平成元年10月1日から施行する。
ただし、この改定は、平成2年度入学生から適用する。

附 則

この学則は平成3年4月1日から施行する。
ただし、変更後の授業料等については、平成3年度入学生から適用する。

附 則

この学則は平成3年10月1日から施行する。

附 則

この学則は平成4年4月1日から施行し、第18条の入学金は、平成4年度入学生から適用する。

附 則

この学則は平成4年10月1日から施行する。
ただし、この改定は、平成5年度入学生から適用する。

附 則

この学則は平成5年4月1日から施行する。

ただし、この改定は、平成5年度入学生から適用する。

附 則

この学則は平成6年4月1日から施行する。

ただし、変更後の入学金、授業料等については、平成6年度入学生から適用する。

附 則

この学則は平成7年3月1日から施行し、平成6年度卒業生から適用する。

附 則

この学則は平成8年4月1日から施行する。

ただし、変更後の入学金、授業料等については、平成8年度入学生から適用する。

なお、第4条の規定にかかわらず本学の学生定員は、平成8年度、平成9年度以降は次の通りとする。

| | | | 平成8年度 | | 平成9年度 | |
|--------|-------|------|-------|-------|-------|-------|
| 課 程 名 | 学 科 名 | 昼夜区分 | 入学定員 | 総 定 員 | 入学定員 | 総 定 員 |
| 衛生専門課程 | 食物栄養科 | 昼 間 | 160名 | 260名 | 160名 | 320名 |

附 則

この学則は平成10年4月1日から施行する。

ただし、変更後の授業料については、平成10年度入学生から適用する。

附 則

この学則は平成11年4月1日から施行する。

ただし、変更後のカリキュラムは、平成11年度入学生から適用する。

附 則

この学則は平成12年4月1日から施行する。

ただし、変更後の授業料については、平成12年度入学生から適用する。

附 則

この学則は平成13年3月1日から施行し、平成12年度卒業生から適用する。

附 則

この学則は平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成14年4月1日から施行する。

ただし、第18条の変更後の入学金及び第24条の変更後の授業料については、平成14年度入学生から適用する。

附 則

この学則は平成15年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成18年4月1日から施行する。

ただし、変更後のカリキュラムは、平成18年度入学生から適用する。

附 則

この学則は平成19年4月1日から施行する。

ただし、変更後のカリキュラムは、平成19年度入学生から適用する。

附 則

この学則は平成22年4月1日から施行する。

ただし、変更後のカリキュラムは、平成22年度入学生から適用する。

附 則

この学則は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成29年4月1日から施行する。

ただし、変更後のカリキュラムは、平成29年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

様式1 (令和3年度卒業生から適用)

| | | |
|--|-----|--------|
| | | 第 号 |
| 卒 業 証 書 | | |
| 校 印 | 氏 名 | |
| | | 年 月 日生 |
| <p>あなたは本校職業実践専門課程（平成25年文部科学省告示第133号）食物栄養科（2年）の所定の課程を修めたので卒業証書を授与し文部科学大臣による告示（平成6年文部省告示第84号）により専門士（衛生専門課程）と称することを認める。</p> | | |
| 年 月 日 | | |
| 学校法人中西学園 名古屋栄養専門学校長 | 氏 名 | 校長印 |